

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則	(水産業基盤整備課)	一
○荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則	(河川課)	二
訓 令 甲		
○勤務時間の特例を必要とする職員の仕事時間に関する規程の一部を改正する訓令	(人事課)	二
訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・ 宮城県海区漁業調整委員会		
○職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	(職員厚生課)	三
告 示		
○形質変更時要届出区域の指定	(環境対策課)	六
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)	八
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(同)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	八
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(同)	八
○肥料の登録	(農産環境課)	八
○肥料の登録有効期間の更新	(同)	九
○普通肥料の検査結果の公表	(同)	九
○特殊肥料の検査結果の公表	(同)	一〇
○平成三十一年度ブルセラ病及び結核病の検査の実施	(畜産課)	一一

ページ

○平成三十一年度ヨーネ病の検査の実施	(同)	一一
○平成三十一年度アカバネ病、チユウザン病、アインウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査の実施	(同)	一二
○平成三十一年度伝達性海綿状脳症の検査の実施	(同)	一二
○平成三十一年度豚コレラの検査の実施	(同)	一三
○平成三十一年度オーエスキー病の検査の実施	(同)	一三
○平成三十一年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施	(同)	一三
○平成三十一年度家きんサルモネラ感染症の検査の実施	(同)	一四
○平成三十一年度牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス、豚ブルセラ病の検査の実施	(同)	一四
○平成三十年腐蝕病の検査の実施	(同)	一四
○保安林の指定施設要件の変更(二件)	(森林整備課)	一五
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(下水道課)	一六
○県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示	(会計課)	一六
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		一六
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		一七
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		一七
○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正		一七

規 則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。
平成三十一年三月十二日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号
知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則
(趣旨)

第一条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十条第二項の規定に基づき、知事管理量（法第四条第二項第四号に規定する数量をいう。）に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 基本計画 法第三条第一項の規定により農林水産大臣が定める計画をいう。

二 県計画 法第四条第一項の規定により知事が定める計画をいう。

三 管理期間 基本計画において、くろまぐろに關し、法第三条第二項第六号に規定する数量（以下「都道府県別の数量」という。）による管理の対象となる期間として定める期間をいう。

四 県管理期間 県計画において、くろまぐろに關し、法第四条第二項第三号の規定により都道府県別の数量について期間別の数量を定めた場合における当該期間をいう。

（採捕の数量等に関する告示）

第三条 知事は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当すると認めるときは、直ちにその旨及びその他必要な事項を告示するものとする。

一 県管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、県計画で定める当該県管理期間における採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき（第二号又は第三号に該当する場合を除く。）。

二 管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、県計画で定める当該管理期間における採捕の種類別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき（第三号に該当する場合を除く。）。

三 管理期間におけるくろまぐろの採捕の数量が、基本計画で定める当該管理期間における都道府県別の数量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとき。

（採捕の停止）

第四条 知事が前条の規定により告示をした場合であつて、当該告示に併せて当該告示に係るくろまぐろの採捕の停止の期間を別に定めるときは、次の各号に掲げる告示の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者は、当該期間、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

一 前条第一号又は第二号に該当する旨の告示 当該告示に係る漁業を営む者

二 前条第三号に該当する旨の告示 海洋生物資源の採捕の数量等報告規則（平成八年宮城県規則第七十九号）第三条各号に掲げる漁業（同条第七号に掲げる漁業を除く。）を営む者及び遊漁者

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十一号

荒砥沢ダム操作規則の一部を改正する規則

荒砥沢ダム操作規則（平成十四年宮城県規則第九十二号）の一部を次のように改正する。
別表四月一日から四月二十五日までの項中「一・〇二二立方メートル」を「一・三六二立方メートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

十二 労働委員会事務局審査調整課に勤務する職員

適用職員	区分	勤務時間	休憩時間
労働相談の業務に従事する職員	A 勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで	一時間とし、その時限は、業務の実情に応じ課長が定める。
	B 勤務	午前九時から午後五時四十五分まで	
			同

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第三号

○宮城県企業局管理規程第一号

○宮城県議会訓令甲第一号

○宮城県人事委員会訓令第二号

○宮城県監査委員訓令第一号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第一号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	遠 藤 信 哉
宮 城 県 議 会 議 長	佐 藤 光 樹
宮城県人事委員会委員長	千 葉 裕 一
宮 城 県 代 表 監 査 委 員	石 森 建 二
宮城海区漁業調整委員会会長	畠 山 喜 勝

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第一号のうち健康診断の実施及び」を削る。

第四十条第一項及び第二項を次のように改める。

宮城県職員安全衛生管理者は、精神系疾患の予防のため、産業医又はその他専門の医師が職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとるよう所属長を指導しなければならない。

2 所属長は、精神系疾患の予防のため、職場環境の改善や職員の適正配置、生活指導、身上相談等に努めるとともに、精神系疾患の疑いのある職員がいる場合には、産業医又はその他専門の医師と

協議の上、受診の勧奨等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四十四条第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 特定業務従事職員健康診断

四 海外派遣職員の健康診断

第四十四条第二項中「前項各号」を「第一項各号及び前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、宮城県職員安全衛生管理者は、職員の疾病の予防及び早期発見のため必要があると認める場合は、職員の全部又は一部について健康診断を実施しなければならない。

第四十五条中「職員診療所の医師たる」を削る。

第四十八条中「、所属長を経由の上」を削る。

第四十九条第一項中「所属長が証明した」を「認められる」に改め、同条第二項中「証明は」を「健康診断の免除を受けようとする者は」に、「行うものとする」を「宮城県職員安全衛生管理者に申請しなければならない」に改め、同条第三項を削る。

第五十条第二項中「当該健康診断」を「当該判定」に改める。

様式第八号を次のように改める。

様式第8号 (第49条関係)

健康診断免除申請書 (表面)

年 月 日

宮城県職員安全衛生管理者 殿
(総 務 部 長)

申請者 ㊟

健康診断の免除を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

所 属 名		年 月 日生 (歳)
職・氏名	職員番号	
◎免除事由区分(該当項目に✓印を記入)	◎詳細記載 (疾病名・現在の状況等)	結果報告の方法
<input type="checkbox"/> 疾病を治療中		<input type="checkbox"/> 裏面に記載
<input type="checkbox"/> 疾病について医師の管理を受けている		<input type="checkbox"/> 書面を添付
<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 後日報告 (※やむを得ない場合)
◎免除を受けようとする健康診断項目 (免除希望項目に✓印を入れてください。)		
<input type="checkbox"/> 定期健康診断の全項目 <input type="checkbox"/> 定期健康診断の一部項目		
検査項目	<input type="checkbox"/> 問診 <input type="checkbox"/> 診察 <input type="checkbox"/> 身長 <input type="checkbox"/> 体重 <input type="checkbox"/> 腹囲 <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 <input type="checkbox"/> 血糖 <input type="checkbox"/> 血液生化学的検査 <input type="checkbox"/> 血液学的検査 <input type="checkbox"/> 尿検査	<input type="checkbox"/> 血压 <input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> 胸部X線 <input type="checkbox"/> 喀痰検査
	LDL HDL 中性脂肪 AST (GOT) ALT (GPT) γ-GT (γ-GTP)	赤血球数 血色素量 尿糖 尿蛋白

【注意事項】

- 1 検査項目に該当する疾患により治療又は医師の管理を受けている場合には、申請書により、健康診断の全部又は一部を免除することができます。(職員安全衛生管理規程第49条)
- 2 定期健康診断のうち法定検査項目は、原則として該当する全ての職員が受診しなければなりません。(労働安全衛生法第66条第5項、職員安全衛生管理規程第47条)
- 3 健康診断免除申請書は、対象となる健康診断等が始まる前に提出することを原則とします。
- 4 太線枠内を職員本人が記載してください。主治医等に記載していただく必要はありません。
- 5 産休や育休、病休等により健康診断等を受診できない場合には、免除事由区分「その他」欄に✓印を入れ、詳細記載欄に産休等の期間を記載してください。
- 6 やむを得ず結果報告の方法を後日報告とした場合は、医療機関を受診後、法定検査項目に係る検査結果を速やかに提出してください。
- 7 法定検査項目に係る検査結果表がある場合には、その写しを添付しても構いません。ただし、当該年の検査結果に限ります。

(裏面に続く)

健康診断免除申請書 (裏面)

1 定期健康診断 (※法定検査項目)

区 分	検 査 項 目	検査日	年 月 日			備 考
①問診 (既往症、 自覚症状)	現在たばこを習慣的に吸っていますか [「習慣的に吸っている者」とは、「合計100本以上、又は6カ 月以上吸っている者」であり、最近1カ月間も吸っている者]	はい	いいえ			
	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度は	毎日	時々	殆ど飲まない (飲めない)		
	これまで(現在も含む)に右に記載した病 気にかかったことがあ りますか	1 肝臓病	なし	あり	治療中	※何れかを○で囲む
		2 痛風(高尿酸血症)	なし	あり	治療中	
		3 呼吸器病	なし	あり	治療中	
		4 眼底出血	なし	あり	治療中	
		5 消化器病	なし	あり	治療中	
	最近(1年以内)右 に記載のように感じる ことがありますか	1 動悸、息切れ	なし	あり		(対象:全職員)
		2 顔、足のむくみ	なし	あり		
		3 言葉のもつれ	なし	あり		
		4 脈のみだれ	なし	あり		
		5 意識を失う	なし	あり		
		6 のどがよく渇く	なし	あり		
		7 胸の痛み、しめつけられる感じ	なし	あり		
8 めまい、立ちくらみ		なし	あり			
9 手足の麻痺		なし	あり			
②診察	他覚症状				※医師による診察結果を記載 (対象:全職員)	
身 体 測 計	③身長、④体重	身長 (cm)	体重 (kg)	※計測した数値を記載 (対象:全職員)		
	⑤腹囲	腹囲 (cm)	※計測した数値を記載 (対象:全職員)			
生 理 学 的 検 査	⑥視力検査	裸眼・矯正 (右:) (左:)			※裸眼又は矯正の何れかを○ で囲み、検査数値を記載 (対象:全職員)	
	⑦聴力検査	(1000Hz)	右: 所見なし・所見あり 左: 所見なし・所見あり			※所見なし又は所見ありの何 れかを○で囲む (対象:全職員)
		(4000Hz)	右: 所見なし・所見あり 左: 所見なし・所見あり			
生 理 学 的 検 査	⑧血圧測定	収縮期 (mmHg)	拡張期 (mmHg)	※計測した数値を記載 (対象:全職員)		
	⑨心電図検査(安静時)	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には、所見 内容を()内に記載 (対象:全職員)	
⑩胸 部 検 査	胸部X線	正常・所見あり ()			※所見ありの場合には、所見 内容を()内に記載 (対象:全職員)	
	喀痰検査	※医師が必要でないとする 場合には省略可				
⑪血 液 生 化 学 的 検 査	LDLコレステロール				mg/dL	
	HDLコレステロール				mg/dL	
	中性脂肪				mg/dL	
	AST (GOT)				IU/L	※計測した数値を記載
	ALT (GPT)				IU/L	(対象:全職員)
	γ-GT (γ-GTP)				IU/L	
⑫血糖 (空腹時又は随時)	血糖 (mg/dL)	※空腹時又は随時の何れかを ○で囲む ※随時血糖は食後3.5時間以 上経過したもの (対象:全職員)				
⑬血 液 学 的 検 査	赤血球数				×10 ⁴ /μℓ	※計測した数値を記載
	血色素量				g/dL	(対象:全職員)
⑭尿 検 査	糖	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能	※何れかを○で囲む		
	蛋白	(-) (±) (+) (++) (+++)	判定不能	(対象:全職員)		

2 備考欄

--

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第七十六号

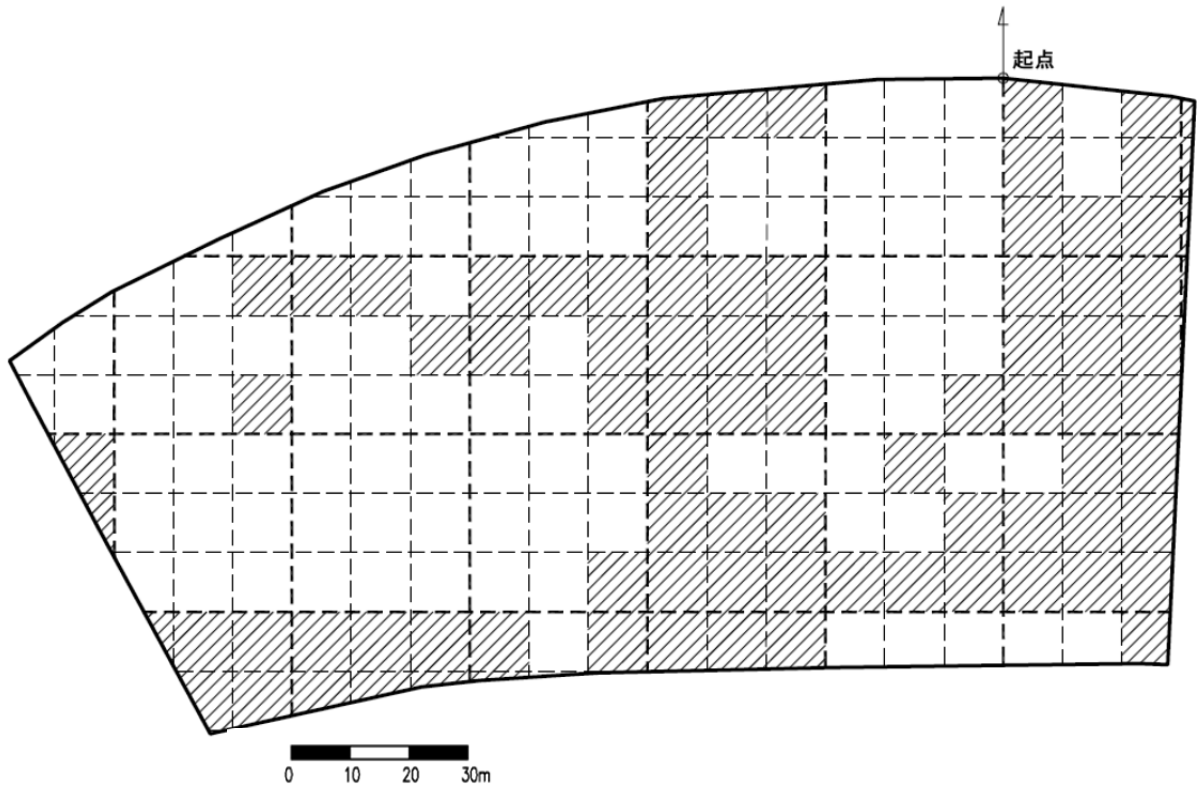
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成三十一年三月十二日



宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 形質変更時要届出区域

栗原市鶯沢南郷新反田七番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

	形質変更時要届出区域
	敷地境界

< 起点 >

起点は、対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 0°

格子の回転角度は、起点を通り東西方向及び南北の方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転した角度を示す。

< 区域指定の面積 >

形質変更時要届出区域の面積 ; 7,720.88 m²

二 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合して
いない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質
の種類
ほう素及びその化合物

○宮城県告示第百七十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通
所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
○四五〇五〇〇三六八	気仙沼市マザーズホーム 気仙沼市松崎柳沢二百十六一八	保育所等訪問支援	社会福祉法人 気仙沼市社会福祉協議会	平成三十一年 四月一日

○宮城県告示第百七十八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害
児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四
の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害児通所支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四五二七〇〇五一二	みーちゃんち 黒川郡大和町吉岡上道下三十五一	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人幸創	平成三十一年 三月三十一日

○宮城県告示第百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十
一条第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一二七〇〇七一八	ヘルパーステーション 黒川郡大和町三丁目十六番地三エ ンジェルコートC一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社颯	平成三十一年 三月一日

○宮城県告示第百八十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第
五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五
十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定一般相談支援の種類	設置者名	指定年月日
○四三二四〇〇三九八	サポートケア亘理あ りのまま舎基幹相談 支援センター 亘理郡亘理町字古館 六十一一七	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 ありのまま舎	平成三十一年 三月一日

○宮城県告示第百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録
をした。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録年月日 平成三十一年 一月二十三日	登録番号 (宮城県) 第六一〇号	肥料の種類 消石灰	肥料の名称 68防散消石灰	保証成分量(%)		窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 宮城共同化工株式 会社	生産業者の住所 宮城県登米市中田町上沼 字北桜場八六	有効期限 平成三十七年 一月二十二日
---------------------------	------------------------	--------------	------------------	----------	--	------	-------	------	-------	--------	---------------------------	----------------------------------	--------------------------

○宮城県告示第百八十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間の更新をした。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

更新年月日 平成三十年十 月二十五日	登録番号 (宮城県) 第五七七号	肥料の種類 副産動物質肥料	肥料の名称 J栄ー1号	窒素全量	りん酸全量	加里全量	アルカリ分	その他の規格	生産業者の氏名 ゼライス株式会社	生産業者の住所 宮城県多賀城市栄四丁目 四番一号	有効期限 平成三十三年 十一月二十六 日
--------------------------	------------------------	------------------	----------------	------	-------	------	-------	--------	---------------------	--------------------------------	-------------------------------

○宮城県告示第百八十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定により、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十年五月～平成三十一年一月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要		備考
			分析検査	指摘事項	
魚かす粉末	塩釜水産飼料株式会社	三徳印特号魚粉	主成分ーTN、TP	保証票無添付	立入年月日 平成三十年十月 二十五日
副産動物質肥料	ゼライス株式会社	J栄ー1号	主成分ーTN	保証票記載事項 脱落	立入年月日 平成三十年十一 月十二日
副産石灰肥料	三浦渉	シエル100%肥料	主成分ーAL	保証票記載不適 正	立入年月日 平成三十年十二 月十三日

副産石灰肥料	誠信産業株式会社	かきがら副産石灰	主成分―AL						ム、チケル、クロ	立入年月日 平成三十年十二月十八日
副産石灰肥料	誠信産業株式会社	カキガラ副産石灰	主成分―AL						ム、チケル、クロ	立入年月日 平成三十一年一月十日
混合有機質肥料	大成農材株式会社	バイオノ有機S	主成分―TN、TP、TK						ム素、カドミウ	立入年月日 平成三十一年一月二十五日
混合有機質肥料	大成農材株式会社	バイオノミクス	主成分―TN、TP、TK						ム素、カドミウ	立入年月日 平成三十一年一月二十五日

(注) 一 分析検査及びその他の検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表し得るように必要袋数(ばらの場合には、必要部位数)を抽出し、混合した試料一点について検査した結果である。

二 分析検査の項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

三 主成分の略号は、次のとおりである。

TN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里全量、AL―アルカリ分

○宮城県告示第百八十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第三十条第七項の規定により、特殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

平成三十年五月〜平成三十一年一月分

特殊肥料名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果										備考	
			(%)TN	(%)TP	(%)TK	(mgTCU/kg)	(mgTZn/kg)	(%)TCaO	C/N	(%)水分	その他検査			
堆肥	細川信寿	たい肥	〇・六一	〇・三五	〇・四一							六六・一		立入年月日 平成三十一年一月七日
堆肥	後藤正廣	お!eゆうき	〇・六七	〇・五二	〇・六五							六七・七		立入年月日 平成三十一年一月七日
堆肥	気仙沼市	もとよし有機	一・八五	二・一一	三・九一	五〇五						三一・四		立入年月日 平成三十一年一月十三日
堆肥	根白石有機肥料生産組合	泉のめぐみ	〇・五六	〇・三七	〇・六九							七二・〇		立入年月日 平成三十一年一月十三日

堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥	堆肥
城	株式会社アグリテック宮	株式会社栗駒ポトリー	株式会社栗駒ポトリー	株式会社さくら牧場	大谷地堆肥生産組合	みやぎ登米農業協同組合	みやぎ登米農業協同組合	有限会社うしちゃんファーム	ゴールド興産株式会社	ゴールド興産株式会社
チャンピオン堆肥	とり&とんユーキ	醗酵けいふん	牛ふんたい肥	牛ふんたい肥	牛ふんたい肥	大きくなあれ	登米パワー有機	完熟堆肥うしちゃんのちから	みどりの神様1号	レッツゴー1号
〇・六三	二・三〇	二・六三	〇・五七	〇・九七	〇・九七	一・九五	二・〇四	〇・四八	五・〇九	五・一二
〇・六四	五・八九	四・三九	〇・五九	〇・八六	〇・八六	三・八六	五・〇九	〇・五九	五・〇六	五・一四
〇・七六	三・九七	三・〇六	〇・六六	一・二七	一・二七	二・五一	二・六三	〇・五八	五・六九	五・六三
	一八八					一七四	二九九			
	九〇二	五一六				一二六一	一三六九		六七五	六九三
二一・八	八・五	八・七	二一・〇	一三・九	一三・九	一四・〇	一〇・七	二五・一	五・四	五・四
六二・五	二五・一	二六・九	六八・九	五六・六	五六・六	二〇・一	三一・八	六九・二	一〇・三	一〇・二
立入年月日 平成三十一年一月三十日	立入年月日 平成三十一年一月三十日	立入年月日 平成三十一年一月三十日	立入年月日 平成三十一年一月二十五日	立入年月日 平成三十一年一月十一日	立入年月日 平成三十一年一月十一日	立入年月日 平成三十一年十二月二十日	立入年月日 平成三十一年十二月二十日	立入年月日 平成三十一年十二月十八日	立入年月日 平成三十一年十二月十七日	立入年月日 平成三十一年十二月十七日

備考 一 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

TN 窒素全量、TP りん酸全量、TK 加里全量、TCu 銅全量、TZn 亜鉛全量、TCaO 石灰全量、C/N 炭素窒素比、水分 水分含有量

二 分析値は、TCu、TZn及びTCaOについては乾物当たりの数値、それ以外の項目については現物当たりの数値である。

○宮城県告示第百八十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

一 実施の目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 二 実施する区域
 - 1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
 - 2 共同牧野等に放牧する牛
 - 3 その他知事が必要と認める牛
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百八十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

ヨ一ネ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、丸森町、山元町、利府町、大衡村、加美町（旧中新田町）、小野田町及び宮崎町の区域、栗原市（旧瀬峰町の区域）、気仙沼市、登米市（旧豊里町の区域）又は東松島市で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）
 2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、七ヶ宿町、村田町、川崎町、仙台市、岩沼市、亘理町、大崎市（旧松山町の区域）、美里町、栗原市（旧栗駒町及び鷲沢町の区域）、登米市（旧迫町の区域）又は石巻市（旧北上町の区域）で飼育しているもの（生後二十四月未満のものを除く。）

3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

4 1の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後二十四月未満のものを除く。）

5 共同牧野等に放牧する牛

6 その他知事が必要と認める牛

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に規定する方法
 ○宮城県告示第百八十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜（死体）の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

伝達性海綿状脳症の発生状況の把握

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲

次に掲げる家畜（死体）。ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産

省令第五十八号) 第四条の規定に該当する場合を除く。

- 1 特定臨床症状を示す全月齢の死亡牛
- 2 生前に歩行困難、起立不能等であった四十八カ月齢以上の死亡牛
- 3 1及び2以外の九十六カ月齢以上の死亡牛

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則(昭和二十六年農林省令第三十五号) 別表第一に規定する方法

○宮城県告示第百八十九号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

豚コレラの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 肥育の用に供し、又は供する目的で飼育している豚

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針(平成二十五年六月二十六日農林水産大臣公表)に規定する方法

○宮城県告示第百九十号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視

伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

オーエスキー病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものうち家畜保健衛生所長が必要と認める豚

- 1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚
- 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚
- 3 1又は2の豚と同一施設内で飼育している豚

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第百九十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査(以下「検査」という。)を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家きん(飼養羽数が百羽以上(ただし、ようは十羽以上)の農場において飼育されているものに限る。)のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成二十七年九月九日農林水産大臣公表）に規定する方法

○宮城県告示第九十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

家さんサルモネラ感染症の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める種類

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

血清学的検査

○宮城県告示第九十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス病、馬バラチフス及び豚ブルセラ病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げる牛、馬及び豚

1 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）で定める種畜

2 その他知事が必要と認める牛、馬及び豚

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一、病性鑑定指針（平成二十七年三月十三日付け二十六消安第四千六百八十六号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成十三年四月十六日付け十三独家七第二百十七号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

○宮城県告示第九十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 実施の目的

腐蛆病の発生予防

二 実施する区域

県内一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

四 実施の期日

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

○宮城県告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
塩竈市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び塩竈市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
名取市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩沼市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百九十七号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称
 加美町

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

大崎広域都市計画下水道事業

2 名称

加美町公共下水道

三 事業施行期間

「昭和六十二年一月十三日から平成三十一年三月三十一日まで」を「昭和六十二年一月十三日から平成三十八年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第百九十八号

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程の一部を改正する告示

県指定金融機関等の名称、位置及び取扱事務の範囲に関する規程（昭和三十九年宮城県告示第百九十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号の表株式会社みずほ銀行の項及び株式会社三井住友銀行の項中「県内」を「国内」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成三十一年三月十二日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日時 平成三十一年三月十八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 職員の人事について

第二号議案 教育功績者表彰について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 県立学校職員の人事評価に関する規則及び市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

第五号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第六号議案 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について

第七号議案 宮城県指導力不足等教員審査委員会委員の人事について

第八号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第九号議案 宮城県美術館協議会美術品収集専門部会委員の人事について

第十号議案 美術品等取得基金管理運用規則の制定について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二-一三六一)

選挙管理委員会

〇宮選管告示第二十号

平成三十一年三月一日現在における地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、七九五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三四二、四六八

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青 葉 選 挙 区	八 一、八 一八	岩 沼 選 挙 区	一 二、一 九四
宮 城 野 選 挙 区	五 二、九 〇二	登 米 選 挙 区	二 二、七 五七
若 林 選 挙 区	三 八、一 〇八	栗 原 選 挙 区	一 九、七 七二
太 白 選 挙 区	六 四、〇 二二	東 松 島 選 挙 区	一 一、二 三三
泉 選 挙 区	五 九、九 五八	大 崎 選 挙 区	三 六、七 六六
石 巻 ・ 牡 鹿 選 挙 区	四 三、〇 九七	富 谷 ・ 黒 川 選 挙 区	二 五、四 三〇
塩 釜 選 挙 区	一 五、六 五三	柴 田 選 挙 区	二 三、〇 六一
気 仙 沼 ・ 本 吉 選 挙 区	二 二、三 〇四	亘 理 選 挙 区	一 三、一 三八

白 石 ・ 刈 田 選 挙 区	一 三、七 二六	宮 城 選 挙 区	一 四、〇 〇四
名 取 選 挙 区	二 一、二 四三	加 美 選 挙 区	八、六 四五
角 田 ・ 伊 具 選 挙 区	一 二、三 三五	遠 田 選 挙 区	一 一、七 五九
多 賀 城 ・ 七 ヶ 浜 選 挙 区	二 二、六 六三		

〇宮選管告示第二十一号

平成三十一年三月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

三四二、四六八

〇宮選管告示第二十二号

平成七年宮選管告示第八号(個人演説会等を開催することができる施設の告示)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十二日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

仙台市国見保育所の項中「同 市青葉区国見一丁目一七番一七号」を「同 市青葉区子平町一〇番五号」に、仙台市落合保育所の項中「同 市青葉区下愛子字森下一番地の五三」を「同 市青葉区落合二丁目二番七号」に、仙台市上原市営住宅集会所の項中「同 市青葉区上愛子字上原二三番地の一」を「同 市青葉区愛子中央三丁目二八番地」に、仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅第二集会所の項中「同 市宮城野区鶴ヶ谷六丁目一三番地」を「同 市宮城野区鶴ヶ谷六丁目一五番地の一」に、仙台市幸町市営住宅第一集会所の項中「同 市宮城野区幸町五丁目六番一号」を「同 市宮城野区幸町五丁目五番」に、仙台市幸町市営住宅第二集会所の項中「同 市宮城野区幸町五丁目五番」を「同 市宮城野区幸町五丁目五番」に、仙台市若林区上飯田一丁目一七番四号」を「同 市若林区上飯田二丁目一七番四七号」に、仙台市若林区市営住宅集会所の項中「同 市若林区若林四丁目二番」を「同 市若林区若林四丁目二番一九号」に、仙台市飯田保育所の項中「同 市太白区郡山字新新田東六番地の一六」を「同 市太白区東郡山三丁目九番一号」に、仙台市四郎丸市営住宅集会所の項中「同 市太白区四郎丸九字大宮二六番地」を「同 市太白区四郎丸九字大宮二六番地」に、

番地の「一」に、仙台市四郎丸東市管住宅集会所の項中「同 市太白区四郎丸字落合三五番地」を「同 市太白区四郎丸字落合二三番地の一」に、仙台市湯元保育所の項中「同 市太白区秋保町湯元字湯向六番地」を「同 市太白区秋保町湯向二四番地の一」に、丸山集会所の項中「同 市泉区上谷刈字丸山三番地の一九五」を「同 市泉区上谷刈五丁目二三番八号」に、上谷刈センターの項中「同 市泉区上谷刈字山下七四番地の一三」を「同 市泉区上谷刈三丁目九番一號」に、住吉台西三丁目集会所の項中「同 市泉区住吉台西三丁目七番地五」を「同 市泉区住吉台西三丁目七番地の五」に改める。